

お知らせ

町営住宅入居待機者申込受付

町営住宅への入居待機者の申込受付は年2回(3月・9月)行っています。

今回の申し込みは、平成25年4月から9月までの間に退居戸へ入居できる、入居待機者となるための申し込みになります。

【申込受付期間】

3月4日(月)～15日(金)

【説明会(抽選会)】

●日時 3月21日(木)

午後1時30分から

●場所 役場第1会議室
抽選により、入居待機順位を決定します。

【申込資格】

- 町内に居住、または勤務地を有する方(3カ月以上)
- 現に同居している方、または3カ月以内に同居する親族がいる方
- 現に住宅に困っていることが明らかな方
- 収入が一定の額以下(※)の方
- 町税などの滞納がない方
- 現に同居している方、または同居しようとする親族が暴力団員でない方
- 収入金額の算定については、扶養人数により変動します。詳しい内容については、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先

建設課都市計画係(内線75)

団地名		建設年度	構造	規模	家賃(円)
桜ヶ丘団地		H5～H14	耐三	3LDKY	21,300～ 37,400
H13～H14	耐三	2LDKY	22,400～ 33,400		

※LDK…居間兼食事室兼調理場 Y…浴室・浴槽・風呂釜付

大切な人を亡くされたあなたへ

自死遺族交流会(佐久あすなるの会)へ参加してみませんか。

自死遺族交流会は、大切な人を突然自死で失ったというつらく苦しい気持ちを語り合い、支え合う場です。残された人が抱く感情は、一人ひとり違います。自分を責めず、自分の気持ちを大切にしてください。悲しいことをそのまま受け止めることによって、少しずつ気持ちが楽になっていきます。

【日時】

3月13日(水)

午後1時30分～3時30分

【場所】

佐久市内

(参加を希望された方のみ)
お知らせいたします)

【対象】

家族を自死で亡くされた方(自死された方の親、配偶者、兄弟、子ども)

申し込み・問い合わせ先

佐久保健福祉事務所

健康づくり支援課

0267(63)3164

くらしと健康の無料相談会

借金の返済に困り、生きていくのに疲れてしまった…突然、離婚の意志を告げられ、混乱している…

弁護士による失業、家庭問題、多重債務などの生活相談と併せて、保健師によるこころの健康などの健康相談をお受けします。

【日時】

3月1日、8日、15日、22日

(毎週金曜日)

午前10時～正午

午後1時30分～3時30分

(1件1時間 予約制)

【場所】

佐久合同庁舎

【内容】

- 弁護士による法律相談
- 保健師による健康相談

【申込方法】

佐久保健福祉事務所健康づくり支援課へ相談日の2日前までにお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先

佐久保健福祉事務所

健康づくり支援課

0267(63)3164

滞納したまま町外転出! 納税義務は消えません

「町外へ転出したら、町税の滞納は大丈夫…」などと勘違いしている方がいます。税金納付義務は消滅しません。徴収吏員には、財産などの調査権限が与えられていますので追跡調査をします。滞納を放置すると財産差押の滞納処分を受けることがあります。

納税でお困りの方は納付相談も随時行っていますので、ぜひご相談ください。

問い合わせ先 税務課収税係(内線41・73)

消費生活情報⑤

「うたなとぎとてしよな」

Q 4年間住んでいたアパートを退去することになった。敷金は返金されるのだろうか。また、ハウスクリーニング費用は支払うものなのか。

A 敷金とは、借主の賃料の滞納や、不注意による物件の損傷・破損などに対する損害金を担保するため、契約時に貸主に預け入れるものです。したがって、家賃の滞納がなく損害金が発生していなければ、原則全額返還されるものです。

ハウスクリーニング代については、契約時に特約があるか確認してください。畳やクロスの変色など、通常の使用により傷ついたり減ったりした場合の修復費用は貸主負担になります。また、子どもの落書き、たばこのヤニ・臭いなどは借主の不注意・手入れ不足とされ、クリーニング費用は借主の負担となり通常は敷金から差し引かれます。

問い合わせ先

上田消費生活センター
02668(27)8517

町総務課

消費生活相談窓口(内線25)

平成25年度

町民農園利用者募集

土に親しみ、作る喜びを体験しませんか。

御代田町では、平成25年度町民農園利用者を募集します。利用を希望される方は、

「町民農園借受申込書」に必要事項を記入・押印し、期間内に提出してください。なお、申込用紙は産業経済課農政係に用意してあります(町のホームページからもダウンロードできます)。

【申込資格】

● 町内に住んでいる方

● 現在農地を所有、または耕作していない方

【場 所】

平和台児童館西隣
大字御代田字上小田井

276314

【区 画 数】

18区画(1区画約50㎡)

【利用期間】

4月13日(土)～11月30日(土)

【利用料金】

1区画 4,000円

【募集期間】

3月1日(金)～3月11日(月)

申し込み・問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

耕作放棄地解消

事業について

町では、耕作放棄地を解消した場合、普及に要した経費に対して補助対象と定めた経費を補助金として交付しています。

【対象農地】

農業振興地域内農用地で農業委員会において、農地として利用すべきと判断された耕作放棄地

【交付条件】

● 実施後、10年間は耕作放棄地に戻らぬよう耕作管理すること。

● 賃借による耕作も認めるが、必ず農地利用集積計画において賃借契約を締結すること。

【補助率】

2分の1以内

【補助金の算出方法】

町が定める10a当たりの機械作業労賃により算出

【注意事項】

● 申請の際に必ず、解消前の写真を撮影・添付してください。

● すでに解消された耕作放棄地は補助対象外です。

申し込み・問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

ごんにちは農業委員会です

町農業委員会事務局(32)3111(内線64・27)

無断転用防止で大切な農地を守りましょう

◇ 農地の所有権の移転や地上権、永小作権、賃貸借による権利、その他の使用賃貸借権等の設定をするときは、農地法第3条により農業委員会の許可を受けなければなりません。

◇ 農地を住宅、店舗、事務所など農地以外の目的で使用しようとするときは、知事の許可が必要となります。

● 自らの農地を転用するときは農地法第4条の許可が必要です。所有者以外の方が農地を買い、または借り受けて、転用するときは農地法第5条の許可が必要です。

【農地を売りたい方】

譲渡所得が800万円まで特別控除されます。
(買入れ協議制度を活用の場合は1,500万円まで)

【農地を買いいたい方】

登録免許税1,000分の15が1,000分の8に軽減されます。

【不動産取得税の軽減】

取得した土地評価額の3分の1相当額が控除されて課税されません。

【注】

● 農業開発公社が売買する農地は、農業振興地域の農用地区域が対象となります。

問い合わせ先

(財)長野県農業開発公社佐久支所
0267(63)3111